

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ニッパツ（日本発条株式会社）
代表者名 代表取締役社長 佐々木 謙二
（コード番号 5991 東証第一部）
問合せ先 執行役員
企画本部広報部長 原 章一
（TEL. 045 - 786 - 7513）

大規模買付けルール（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、今般、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針として大規模買付けルールをとりまとめ、平成 18 年 5 月 15 日に開催された当社取締役会において、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

なお、大規模買付けルールは、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会において、買収防衛策の導入に関する決議を行うことができる旨の定款変更を行った上で、大規模買付けルールの導入について株主総会の普通決議を経ることを条件として、効力を生ずるものといたします。

1. 大規模買付けルールの目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、株主の皆様が特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を選択されるか否かは、最終的には各株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大規模買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等のためには、当社が、これまで積み重ねてまいりました、懸架ばね、シート、精密ばね、HDD 用サスペンション、産業機器、情報セキュリティ機器等の製造販売業務に精通した専門的・技術的な知識を必要とし、また、経営に関しましても、多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠といえます。

そのため、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得るための大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集を大規模買付者に対し行ったうえで、上記のようなノウハウ、経験、ステークホルダーとの関係などを前提とした判断・意見を株主の皆様を提供し、また、当該大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆様に損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような大規模買付ルールを設定することとしました。

大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、大規模買付ルールは適用されます。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 概要

大規模買付ルールの概要は、当社取締役会が、大規模買付者に事前に必要かつ十分な情報を提供していただいた上、当該大規模買付行為についてあらかじめ定めた一定期間内に評価検討を行い、株主の皆様当社取締役会の意見を開示することとし、大規模買付者には、その後（または当社取締役会が一定の評価期間内に意見を開示しない場合には、同期間が経過した後に）大規模買付行為を開始していただくというものです。大規模買付行為の内容が変更された場合にも原則として下記と同様の取り扱いとします。

(2) 意向表明書の提出

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、(3)で述べる株主の皆様のご判断及び取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「評価基礎情報」といいます）を提供していただきます。

評価基礎情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることがあります。そのため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役社長宛に、以下の各事項を記載しかつ大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨記載した意向表明書をご提出いただくこととします。

- ① 大規模買付者の名称及び住所（本店所在地）
- ② 大規模買付者の設立準拠法

- ③ 大規模買付者の代表者の氏名（外国事業体のときは国内代表者併記）
- ④ 大規模買付者の国内連絡先（電話、FAX、e-mail アドレス）
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 情報提供

当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、評価基礎情報を提供していただきます。その項目は以下のとおりです。（但し、下記項目に限られるものではありません。）

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（組合等の形式の場合は、組合員その他構成員を含みます。また、大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容）および取得資金の裏付け
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- ⑤ 大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず取得資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧ その他当社取締役会又は特別委員会等が合理的に必要と判断する情報

(4) 評価基礎情報リストの交付

当社代表取締役は、意向表明書受領後 10 営業日以内に、評価基礎情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、大規模買付者から提供していただいた情報を精査した結果、当該情報のみでは評価基礎情報としての内実を満たしていないと認められる場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対して評価基礎情報が揃うまで情報の追加的提供を求め、また、大規模買付者から提供いただいた情報が理解困難な場合には、口頭又

は書面にて説明を求めることがあります。

以上により、評価基礎情報の提供が完了したと当社取締役会が認め、公表した時点をもって以下「評価基礎情報提供完了時」といいます。

(5) 情報の検討および意見表明等

当社取締役会は、上記評価基礎情報提供完了時（初日不参入）から、以下の①又は②の期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を限度として評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等を行います。大規模買付者は、①又は②の期間中は、当社取締役会から期間前の正式意見の公表がなされない限り、大規模買付行為を開始しないものとします。

①60日間（対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）

②90日間（その他の大規模買付行為の場合）

(6) 特別委員会（取締役会の恣意的判断の排除）

当社取締役会は、その判断が恣意的なものとならないことを担保するため、大規模買付者があらわれたと当社取締役会が判断した段階で、当社取締役会から独立した者のみから構成される特別委員会を設置いたします。特別委員会は3名以上の委員より構成され、委員は当社取締役会が当社の社外監査役ならびに社外の有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任します。特別委員会は、独自に判断を行うものとし、必要に応じ、当社の費用で、当社取締役その他関係者から経営に関する情報を収集し、ファイナンシャルアドバイザーその他外部の有識者からの意見を聴取できるものとします。

当社取締役会は、評価基礎情報の提供完了判断及び取締役会評価期間中、同委員会の助言または勧告を最大限尊重しながら、各判断をおこなうこととします。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

①大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は②大規模買付者の大規模買付行為の態様が証券取引法その他これに関連する法令に違反していると合理的に認められる場合には、企業価値及び他の株主の皆様の損害回避のため、具体的な買付方法の如何にかかわらず、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含む。）および当社定款が認める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、特別委員会の助言又は勧告を最大限尊重しながら、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

当該大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容および当社が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、特別委員会の助言または勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様全体の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（純投資目的その他形式上の目的を問いません。）には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主の皆様利益を守るために、3.(1)と同様の対抗措置などを発動することがあります。企業価値または当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう大規模買付行為としては、以下の例が該当します。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的である場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的がある場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的がある場合
- ④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としている場合
- ⑤ いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の金額、種類、内容、

時期、方法、違法性の有無及び実現可能性等を含むがこれに限らない。)が、
当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである場合

- ⑦ 強圧的二段階買収（最初の買付条件を有利に二段階目の買付条件を不利に、あるいは明確にしないで、設定するような買収をいう。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権の取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利益関係者の処遇方針等により、明らかに、当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそれもしくは当社の企業価値の維持向上を著しく妨げるおそれがある場合

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記 3.(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が、当該大規模買付行為を撤回し又は当社との間で撤回実行の書面による確約をしたとき、又は、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更または代替案の提示があった場合に、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値または当社株主の皆様全体の利益を損なうか否かについて、当社取締役会が特別委員会の意見・助言または勧告を尊重し十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前（新株予約権については、新株予約権の株主の皆様への割当後、当該新株予約権行使期間開始前を含みます。）であり、かつ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更等に向けて努力するものとします。但し、新株予約権の株主の皆様への割当後、当該新株予約権行使期間開始前に、当社が当該新株予約権を取得して消却する場合には、4 に述べる希釈化を前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価変動による影響を受ける可能性があります。

4. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。

したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資者の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主および投資者の

皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記 3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資者の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルール上、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において特段の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありません。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権又は新株予約権の割当を受ける権利を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の発行により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。また、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

5. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、上記対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、上記対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

このルールの有効期限は、平成18年6月29日の定時株主総会における承認を得た後3年以内の最終の事業年度に関する株主総会の日を経過までとし、大規模買付ルールを存続する場合には、当該株主総会において大規模買付ルールの存続について再度承認を得るものとします。有効期限前に当社取締役会が廃止を決定した場合、又は有効期限の経過前に当社株主総会において普通決議による廃止決議が行われた場合には、このルールは将来に向かって廃止されるものとします。但し、株主総会による廃止は、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会において、株主総会が買収防衛策の廃止に関する決議を行うことができる旨の定款変更が効力を発生することを前提とします。

なお、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて上記対応方針を変更し、新たな対応策等を導入することがあります。また、証券取引法の改正その他法令の改正による法律名及び必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行いうるものとします。

注1： 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）およびその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。証券取引法及びこれに関連する法令の改正がなされ施行された場合には、本注1から3に規定する法令名及び条文の内容は、同一性を変更する改正がなされない限り、改正後の法令名及び条数を示すものとします。

注2： 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者およびその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。こ

の場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3： 株券等とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

以 上

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループについて当該新株予約権を行使できないものとする等の条件を含む。）、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

会社法の規定に基づき、当社取締役会の決定によって、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付して、当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項（大規模買付者を含む特定株主グループの保有する新株予約権を除く。）を内容とすることができる。

なお、当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に自己が買収者ではないこと及び本新株予約権を買収者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求める場合がある。

以 上